



東北運輸局編

- 本書について 2
- 略語について 3
- 最近の主な改正概要 4

第1章 車両法

- 1 目的・用語・自動車の種別 6
- 2 自動車の登録制度 8
- 3 保安基準 12
- 4 自動車の点検整備制度 13
- 5 自動車の検査制度 18
- 6 認証制度 26
- 7 指定制度（工場関係） 33
- 8 指定制度（検査員関係） 38
- 9 指定制度（保安基準適合証関係） 39
- 10 指定制度（記録簿・罰則・変更届） 52

第2章 保安基準

- 1 自動車の構造関係 59
- 2 自動車の装置一般 65
- 3 自動車の車体関係 69
- 4 自動車の室内関係 76
- 5 自動車の灯火関係 84
- 6 後写鏡・速度計 他 94
- 7 テスタ等による機能維持確認 96

第3章 計算問題

- 1 ブレーキ制動力 109
- 2 年度別計算問題 111

第4章 年度別試験問題

- 1 令和5年度 第1回 123
- 2 令和5年度 第2回 133
- 3 令和4年度 第1回 143
- 4 令和4年度 第2回 153
- 5 令和3年度 第1回 163
- 6 令和3年度 第2回 173

第5章 暗記ノート

《法令の改正》

- ◎車両法：令和元年5月24日
法律第14号まで
- ◎施行規則：令和4年5月20日
国土交通省令第45号まで
- ◎点検基準：令和2年2月6日
国土交通省令第6号まで
- ◎審査規程：令和6年2月1日
第55次改正まで

● 第1章 ● 車両法

● 第2章 ● 保安基準

● 第3章 ● 計算問題

● 第4章 ● 年度別試験問題

● 第5章 ● 暗記ノート

本書について

本書は、東北運輸局において令和3年度第1回から令和5年度までに行われた3年分（合計6回）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の5つに区分してあります。

第1章 車両法（10区分）

第2章 保安基準（7区分）

第3章 計算問題（3年分／6回）

第4章 年度別試験問題（3年分／6回）

第5章 暗記ノート

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する

②選択式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択肢から選んで記号を記入する

③記述式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句または数値を記入する

本書では、①の○×式はそのまま、②及び③の穴埋め問題については全て記述式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R5.1]であれば、令和5年度第1回の試験問題、[R3.2]であれば令和3年度第2回の試験問題であることを示します。[R4.2/R4.1]の場合は、令和4年度第2回と令和4年度第1回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R4.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法令の改正等があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き換えていることを示します。なお、本書は令和6年2月1日時点の法令を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を収録しています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示しわかりやすく解説しています。

第4章の「年度別試験問題」は、令和5年度第1回から過去3年分（6回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

第5章の「暗記ノート」は、東北運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。

保安基準・審査事務規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて、弊社発行の「自動車検査ハンドブック令和6年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和6年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和6年版」（定価3,000円）をご活用ください。

法令改正について：令和6年2月1日時点での法令に対応しています。したがって、2月以降の法令改正については、御注意ください。

◎本書の内容に訂正がある場合は、弊社のホームページに掲載致します。

株式会社公論出版 ホームページ 書籍サポート / 訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html または右の二次元コードよりご確認ください。



本書の内容で分からないことがありましたら、必要事項を明記の上、下記のいずれかの方法でお問い合わせください。なお、お電話での問い合わせは受け付けておりません。

本書に関するお問い合わせ

メール 	inquiry@kouronpub.com  または 	問合せフォーム 	03-3837-5740 必要事項 ・お客様の氏名とフリガナ ・FAX番号（FAXの場合のみ） ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容
--	--	--	---

※お問い合わせは本書の内容に限ります。また、回答までに時間がかかる場合がございます。必要事項に記載漏れ等があるとお答えできかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※キャリアメールをご使用の場合は、必ず事前に受信設定をご確認の上、上記メールアドレスの受信設定を行ってからご連絡ください。

令和6年5月 編集部

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行令	道路運送車両法施行令
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）
審査規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
保適の有効期間と自賠保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
校正の取扱い	指定自動車整備事業規則第12条の規定に基づく校正に係る取り扱いについて
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取り扱いについて（依命通達）
「自動車部品の取扱い」の細部取扱い	「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取り扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて
光吸収係数の測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて

最近の主な改正概要 (令和5年2月～令和6年2月)

◆審査規程◆

◎第51次改正 (令和5年9月1日施行)

1. 直前及び側方の視界

乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車に、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できる、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないこととし、審査方法等が追加規定された。

2. 保安基準に適合しない不適切な補修方法の追加

新たに、前照灯の光度や照射光線の向き等の基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているものは保安基準に適合しない、とした。

◎第49次改正 (令和5年3月31日施行)

1. 走行用前照灯・すれ違い用前照灯の灯火色の基準の強化

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車について、走行用前照灯点灯時にすれ違い用前照灯が点灯している場合、「同時に点灯する」全てが同一であること、と改正された。

2. 前部霧灯の灯火色の基準の明確化

前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、「同時に点灯する」全てが同一であること、と改正された。

3. 二輪自動車に備える配光可変型前照灯の点灯の基準

二輪自動車の原動機が作動している場合、走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯のいずれかが常に点灯している構造であること、と改正された。

4. 方向指示器の要件緩和

大型貨物自動車等の両側面に備える方向指示器について、両側面の前部に備えるものを除き、両側面に 3 個ずつ備える独立した方向指示器に代えて、方向指示器と同時に点滅する側方灯を両側面にそれぞれ 3 個以上備えていけばよいこと、と改正された。

第1章 車両法

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別（法令）	7
4. 自動車の種別（別表第1）	7

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	8
2. 自動車登録番号標の封印等	9
3. 変更登録・移転登録	9
4. 自動車登録番号標の表示	10
5. 車台番号等の打刻	11
6. 打刻の塗まつ等の禁止	11
7. 臨時運行	11

3. 保安基準

1. 保安基準	12
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	13
2. 日常点検整備	13
3. 定期点検整備（点検期間）	13
4. 定期点検整備（点検内容）	15
5. 点検整備記録簿	17
6. 整備命令	17

5. 自動車の検査制度

1. 新規検査	18
2. 自動車検査証の有効期間	18
3. 自動車検査証の有効期間の起算日	19
4. 継続検査	20
5. 自動車検査証の備付けと検査標章の表示	21
6. 自動車検査証記録事項の変更	21
7. 自動車検査証等の再交付	21
8. 予備検査	22
9. 限定自動車検査証	22
10. 自動車部品を装着した場合の取扱い	22

6. 認証制度

1. 認証	26
2. 認証基準	26
3. 特定整備の定義	28
4. 特定整備事業者の変更届	29
5. 特定整備事業者の標識	29
6. 特定整備事業者の義務	30

7. 特定整備記録簿	30
8. 設備の維持等	30
9. 特定整備事業者の遵守事項	31
10. 整備主任者	32

7. 指定制度（工場関係）

1. 指定自動車整備事業の指定	33
2. 指定工場の設備、技術及び管理組織	33
3. 検査の設備の基準	35
4. 要員関係の基準の解釈	35
5. 作業場等の基準の解釈	36
6. 対象自動車の指定	36
7. 設備の維持	37
8. 検査用機器の校正	38

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	38
2. 自動車検査員の兼任	38
3. 自動車検査員の解任	39

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証等の交付	39
2. 指定事業者による点検の基準	40
3. 自動車検査員による検査（検査等の基準）	41
4. 自動車検査員による証明	43
5. 自動車検査員の作業区分	43
6. 保安基準適合証等の有効期間	44
7. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い （現車提示の省略）	45
8. 保安基準適合標章の表示	46
9. 保安基準適合証等の取扱い（記載方法）	46
10. 保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等）	48
11. 走行距離計表示値の取扱い	48
12. 保安基準適合証の取扱い （最終の検査申請日）	48
13. 自賠償保険証明書の備付け	51
14. 自賠償保険証明書の提示	51
15. 限定保安基準適合証	51

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項・保存期間）	52
2. 指定整備記録簿（記載要領）	53
3. 指定事業者への罰則の適用	54
4. 不正使用等の禁止	54
5. 不正改造等の禁止	55

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

【過去出題例】

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の（ ）の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.2/R5.1]
2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の（ ）並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.1]
4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.2]
5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の（ ）の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]

◎正解 1…安全性/環境：2…公害/技術：3…保全/整備事業：4…安全性/技術：
5…環境/整備事業

【関係法令】

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

【過去出題例】

1. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。[R5.2]
2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び（ ）をいう。[R3.1]
3. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する（ ）以外のものをいう。[R4.2]
4. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する（ ）以外のものをいう。[R3.2]

◎正解 1…○：2…軽車両：3…原動機付自転車：4…原動機/原動機付自転車

【関係法令】

◆車両法◆第2条（定義）

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 自動車の種別（法令）

【過去出題例】

- ☑1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の（ ）及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R5.1]
- ☑2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び（ ）又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R4.1]

◎正解 1…大きさ：2…総排気量

【関係法令】

◆車両法◆第3条（自動車の種別）

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令〔施行規則第2条〕で定める。
 - ▷自動車は、「大きさ」「構造」「原動機の種類」「総排気量又は定格出力」を基準として、「普通」「小型」「軽」「大特」「小特」の5種類に分類される。
 - ▷自動車の種別に大型自動車は定義されていない。

4 自動車の種別（別表第1）

【過去出題例】

- ☑1. 平成26年に製作されたガソリンを燃料とする総排気量が2.49Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.80mの自動車の種別は、小型自動車である。[R5.2]
- ☑2. 平成30年に製作された総排気量が0.65Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ3.35m、幅1.55m、高さ1.72mの自動車の種別は、軽自動車である。[R5.1]
- ☑3. 平成27年に製作された総排気量が1.49Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ4.56m、幅1.69m、高さ1.90mの自動車の種別は、普通自動車である。[R4.2]
- ☑4. 平成25年に製作された総排気量が1.99Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ4.69m、幅1.75m、高さ1.80mの自動車の種別は、小型自動車である。[R4.1]
- ☑5. 平成28年に製作された総排気量が0.65Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ3.45m、幅1.52m、高さ1.98mの自動車の種別は、軽自動車である。[R3.2]
- ☑6. 平成30年に製作された総排気量が1.79Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ4.57m、幅1.76m、高さ1.47mの自動車の種別は、普通自動車である。[R3.1]

◎正解 1…×（小型⇒普通）：2…×（軽⇒小型）：3…×（普通⇒小型）：4…×（小型⇒普通）：5…×（軽⇒小型）：6…○

第2章 保安基準

本章では、製作年月の記載が無い場合、全て令和3年1月製作車としている（第4章においても同じ）。
なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1. 自動車の構造関係

1. 不適切な補修等	59
2. 長さ、幅及び高さ	60
3. 最低地上高	61
4. 車両総重量・軸重・輪荷重	62
5. 安定性	64
6. 最小回転半径	64

2. 自動車の装置一般

1. 速度抑制装置	65
2. 走行装置	65
3. 制動装置	67
4. 緩衝装置	68

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	69
2. 車体表示	71
3. 巻込防止装置	71
4. 突入防止装置	73
5. 前部潜り込み防止装置	75

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	76
2. 運転者席	76
3. 座席	77
4. 座席ベルト	77
5. 座席ベルト非装着時警報装置	78
6. 頭部後傾抑止装置	79
7. 乗降口	80
8. 非常口	80
9. 物品積載装置	81
10. 窓ガラス	81
11. 窓ガラス貼付物等	82

5. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	84
2. すれ違い用前照灯	84
3. 前部霧灯	85
4. 車幅灯	86
5. 前部反射器	87
6. 側方灯・側方反射器	87
7. 尾灯	88
8. 後部霧灯	88
9. 後部反射器・大型後部反射器	89
10. 再帰反射材	90
11. 補助制動灯	90
12. 後退灯	91
13. 方向指示器	92
14. その他の灯火等の制限	92

6. 後写鏡・速度計 他

1. 後写鏡	94
2. 速度計	95
3. 消火器	96
4. 運行記録計	96

7. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスト）	96
2. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	97
3. 騒音防止装置（近接排気騒音の測定方法）	100
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスト）	101
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	102
6. すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向 （前照灯試験機）	106
7. 警音器の音の大きさ（騒音計等）	107
8. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	108

3. 自動車の車体関係

1 車枠及び車体

【過去出題例】

・フェンダ

- ☑1. 平成 26 年 1 月に製作された普通乗用自動車（乗車定員：5 人）において、自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30°及び後方 50°に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないか確認したところ、タイヤの突出量が 6mm であり、かつ、ホイールは突出していなかったため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R4.2]
- ☑2. 平成 28 年 7 月に製作された普通乗用自動車（乗車定員：5 人）において、自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30°及び後方 50°に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないか確認したところ、タイヤの突出量が 9mm であり、かつ、ホイールは突出していなかったため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R4.1]
- ☑3. 平成 28 年 2 月に製作された小型乗用自動車（乗車定員：5 人）について、自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30°及び後方 50°に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないか確認したところ、ディスクホイールの突出量が 9mm であり、かつ、タイヤは突出していなかったため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R3.2]
- ☑4. 平成 28 年 7 月に製作された小型貨物自動車（最大積載量：500kg）について、自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30°及び後方 50°に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないか確認したところ、タイヤの突出量が 5mm であったため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R3.1]

・エア・スポイラ

- ☑5. 平成 22 年 1 月に製作された普通乗用自動車において、側方への翼状のオーバー・ハング部を有しているエア・スポイラが取付けられていたが、鋭利な突起を有しておらず、翼状のオーバー・ハング部側端が当該自動車の最外側から 175mm 内側に取付けられていたため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R4.2]

・リヤ・オーバーハング

- ☑6. 平成 25 年に製作された自動車（ポール・トレーラを除く。）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（リヤ・オーバーハング）に関する基準。[R5.1/R3.1]
- リヤ・オーバーハングは、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の (①) 分の 1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては (②) 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の (③)）以下でなければならない。
- ☑7. 平成 21 年 7 月に製作された普通貨物自動車において、自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（オーバーハング）が最遠軸距の 2 分の 1 を超えていたが、物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが 160cm の「あおり」を備えており、オーバーハングが最遠軸距の 3 分の 2 以下であったため、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R4.1]

☑8. 平成 21 年 2 月に製作された小型乗用自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 を超えていたが、物品を積載する装置を有しない自動車であったので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。[R3.2]

◎正解 1…○：2…○：3…×：4…×：5…○：6…①2/②3/③11：7…○：8…×

【関係法令】

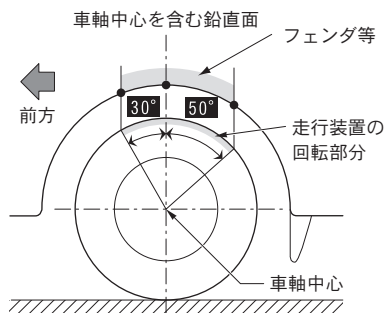
◆審査規程◆7-28 車枠及び車体・要約

〔フェンダ（タイヤ等突出禁止の範囲）〕

※昭和 49 年 7 月 1 日以降に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く）にこの基準が適用される。

突出禁止の範囲	突出禁止部位
前方 30°～後方 50°	走行装置の回転部分（*）

*乗車定員 9 人以下の乗用自動車であって、前方 30°及び後方 50°の範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。



【突出禁止の範囲】

〔エア・スポイラ（*）〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

基準が適用される自動車	基準	基準の適用除外（適合するもの）
<ul style="list-style-type: none"> 乗車定員 10 人以下の乗用自動車 車両総重量 2.8t 以下の貨物自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかのもの。 <ol style="list-style-type: none"> オーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が 20mm を超えない オーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にある オーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である
	<p>【オーバー・ハング部を有していても良い場合】</p>	

*二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるエア・スポイラを除く。

〔リヤ・オーバーハング〕 ※昭和 34 年 9 月 16 日以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

自動車の種別	突出積載のおそれ	
	あり	なし（*）
普通自動車	最遠軸距の 1/2 以下	最遠軸距の 2/3 以下
小型自動車	最遠軸距の 11/20 以下	

2. 年度別計算問題

1 令和5年度 第1回問題

【1】表1の諸元の自動車について、ブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ表2のとおりでした。この結果から、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に基づき表3の（ ）の中にあてはまる適切な数値を記入しなさい。[改]

※1：ブレーキ・テストのローラは乾燥している状態であり、ローラ上では車輪はロックしなかった。

※2：①、③は小数点第3位を切り上げ、小数点第2位までとすること。

※3：⑤、⑦、⑨は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までとすること。

表1

最高速度		180km/h
車両重量	前軸	890kg
	後軸	540kg
乗車定員		4人

表2

主制動力 ※1	前輪	右	2,580N
		左	1,930N
	後輪	右	1,690N
		左	1,310N
駐車ブレーキの制動力		右	1,670N
		左	1,640N

表3

	計算値	判定根拠数値	
主制動力	左右の前車輪の制動力の差を審査時車両状態における前車軸の軸重で除した値	(①) N/kg ※2	(②) N/kg 以下
	左右の後車輪の制動力の差を審査時車両状態における後車軸の軸重で除した値	(③) N/kg ※2	(④) N/kg 以下
	後車輪にかかわる制動力の和を審査時車両状態における後車軸の軸重で除した値	(⑤) N/kg ※3	(⑥) N/kg 以上
	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値	(⑦) N/kg ※3	(⑧) N/kg 以上
駐車ブレーキの制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値	(⑨) N/kg ※3	(⑩) N/kg 以上	

R5.1

解説

①審査時車両状態における前軸重に対する左右差

制動力の前輪左右差＝制動力（前輪 右－左）＝2580N－1930N＝650N

審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前軸）＋55kg＝890kg＋55kg＝945kg

$$\text{①} = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{650\text{N}}{945\text{kg}} = 0.687\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位を切り上げ、第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「7」である。これを切り上げると、答えは「0.69N/kg」となる。

また、判定根拠数値は「②0.78N/kg以下」である。

③審査時車両状態における後軸重に対する左右差

制動力の後輪左右差＝制動力（後輪 右－左）＝1690N－1310N＝380N

審査時車両状態における後軸重＝車両重量（後軸）＝540kg

$$\textcircled{3} = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{380\text{N}}{540\text{kg}} = 0.703\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位を切り上げ、第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「3」である。これを切り上げると、答えは「0.71N/kg」となる。

また、判定根拠数値は「④0.78N/kg以下」である。

⑤審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合

後輪制動力＝主制動力（後輪 右＋左）＝1690N＋1310N＝3000N

審査時車両状態における後軸重＝540kg

$$\textcircled{5} = \frac{\text{後輪制動力}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{3000\text{N}}{540\text{kg}} = 5.555\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「5…」である。これを切り捨てると、答えは「5.55N/kg」となる。

また、判定根拠数値は「⑥0.98N/kg以上」である。

R5.1 ⑦審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力（総和）の割合

制動力の総和＝主制動力（前輪 右＋左）＋（後輪 右＋左）

$$= 2580\text{N} + 1930\text{N} + 1690\text{N} + 1310\text{N} = 7510\text{N}$$

審査時車両状態における自動車の重量＝車両重量（前軸＋55kg＋後軸）

$$= 890\text{kg} + 55\text{kg} + 540\text{kg} = 1485\text{kg}$$

$$\textcircled{7} = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{7510\text{N}}{1485\text{kg}} = 5.057\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「7…」である。これを切り捨てると、答えは「5.05N/kg」となる。

また、ブレーキ・テストのローラが乾燥している状態のため、判定根拠数値は「⑧4.90N/kg以上」となる。

⑨審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合

駐車ブレーキの制動力＝駐車ブレーキの制動力（右＋左）＝1670N＋1640N＝3310N

審査時車両状態における自動車の重量は⑦より1485kg

$$\textcircled{9} = \frac{\text{駐車ブレーキの制動力}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{3310\text{N}}{1485\text{kg}} = 2.228\cdots\text{N/kg}$$

設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「8…」である。これを切り捨てると、答えは「2.22N/kg」となる。

また、判定根拠数値は「⑩1.96N/kg以上」である。

第4章 年度別試験問題

本章では、問題文に製作年月の記載が無い場合は、全て令和3年1月製作車として模範解答及び解説を収録している。

4-1 ▶令和5年度第1回 自動車検査員教習修了試問

【1】 次の各々の文章は、道路運送車両法に規定されている事項に関して述べたものです。()の中にあてはまる条文の適切な数値又は字句を、選択欄から1つ選び(2回以上の選択可)、答えを記号で記入しなさい。

- この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)の確保及び公害の防止その他の(②)の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の(③)及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
- 国土交通大臣は、自動車の(④)から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があったときは、これを認めるものとする。
- 地方運輸局長は、自動車(小型特殊自動車を除く。)が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の(⑤)、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の(⑥)に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。
- 自動車予備検査証の有効期間は、(⑦)月とする。
- 自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他(⑧)の範囲を限定して行うことができる。
- 自動車特定整備事業者は、事業場において、公衆の見やすいように、国土交通省令で定める様式の(⑨)を掲げなければならない。
- 何人も、行使の目的をもって、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係るこれらの物を(⑩)してはならない。

ア: 1	イ: 3	ウ: 6	エ: 交通	オ: 標識	カ: 業務
キ: 環境	ク: 構造	ケ: 使用	コ: 種別	ク: 販売	セ: 社名
ク: 整備	ケ: 改造	コ: 点検	カ: 特定	ニ: 検査	ネ: 安全性
ク: 大きさ	ハ: 使用者	ホ: 所有者	ム: 公平性	モ: 依頼者	ヨ: 利便性

【2】 次の1から15について、道路運送車両法及び関係法令等に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を記入しなさい。

- 平成30年に製作された総排気量が0.65Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ3.35m、幅1.55m、高さ1.72mの自動車の種別は、軽自動車である。

2. 封印の取り付けは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の右側の取り付け箇所に行うものとする。
3. 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻してはならない。
4. 乗車定員11人以上の自家用バスの日常点検は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に実施すればよい。
5. 検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかつたときは、当該自動車に表示してはならない。
6. 自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。
7. 緩衝装置のコイルスプリングを取り外して行う自動車の整備又は改造は、特定整備に該当する。
8. 乗車定員「2+10/1.5人」の専ら幼児の運送を目的とする自家用の小型自動車の継続検査時における自動車検査証の有効期間は、2年である。
9. 法第48条（定期点検整備）に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
10. 自動車特定整備事業者は、整備主任者を変更した場合には、30日以内に運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。
11. 「車両総重量8t以上の自家用自動車」の定期点検整備の点検時期は、3月ごとである。
12. 「貨物運送用の検査対象軽自動車のレンタカー」の定期点検整備の点検時期は、1年ごとである。
13. 自動車点検基準別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車に限り、走行装置「ホイール」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の点検は、12月ごとに行わなければならない。
14. 自動車点検基準別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）において、原動機「本体」の「エア・クリーナ・エレメントの状態」の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり4千km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。
15. 自動車点検基準別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、その他の「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検は、1年ごとに行わなければならない。

【3】 次の各々の文章は、道路運送車両法及び関係法令等に関して述べたものです。（ ）の中にあてはまる適切な字句を、選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で記入しなさい。

1. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であつて、自動車の(①)について法第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び(②)を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に法第94条の4第1項の自動車検査員を選任して法第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

第5章 暗記ノート

◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。

◎保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、製作年月の記載が無い場合、令和3年1月製作車に適用される基準とします。

車両法

◆車両法の目的

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに【①】の確保及び【②】の防止その他の【③】の保全並びに整備についての【④】の向上を図り、併せて自動車の【⑤】の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

- ①安全性
②公害
③環境
④技術
⑤整備事業

◆用語の定義

2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び【①】をいう。

- ①軽車両

3. この法律で「自動車」とは、【①】により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、【②】以外のものをいう。

- ①原動機
②原動機付自転車

◆自動車の種別（法令）

4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【①】及び構造並びに原動機の種類及び【②】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

- ①大きさ
②総排気量

◆自動車の種別（別表第1）

5. 平成26年に製作されたガソリンを燃料とする総排気量が2.49Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.80mの自動車の種別は、【①】自動車である。

- ①普通

6. 平成30年に製作された総排気量が0.65Lの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ3.35m、幅1.55m、高さ1.72mの自動車の種別は、【①】自動車である。

- ①小型

◆登録の一般的効力

7. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車登録ファイルに【①】を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

- ①登録

◆自動車登録番号標の封印等

8. 国土交通大臣は、自動車の【①】から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があったときは、これを認めるものとする。

- ①所有者

9. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした【①】は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

- ①自動車登録番号標